

【平成31年度の活動の重点】

- I 自主防災組織づくりと地域福祉の推進
- II 会員のニーズ（需要）に応じた事業おこし
- III 誰もが、安心・安全の環境づくり

本町町内会報

令和元年
第11号 11月1日
全戸配布



「日帰り旅行会」

～爽やかな秋晴れの一日を楽しくすごしました～

10月6日(日)実施の「日帰り旅行会」は、晴天にも恵まれ、和気あいあいのうちに終了しました。

当日、23名(幼児2名)の参加者は、9時30分までに信用金庫駐車場に集合。ホテル出迎えのバス乗り込み、まず湯の川温泉へと向かい、ホテルに入る前に「函館市熱帯植物園」を見学しました。サル山や、園内の熱帯植物を見て回りました。サル山では、多数のサルたちが、様々なしぐさでアピールする様子を見て「自分を見ているようだ」との感想に笑いを誘う場面も。案内では「温室には約300種300本の南国の植物を展示している」とのことでした。

11時過ぎに函館湯の川温泉「ホテル河畔亭」に到着。休憩・入浴後の12時過ぎからの会食・懇親会では、美味しい料理に舌鼓。ホテルのご厚意で、「女性歌手の歌謡ショー」(歌手は木古内から来たとのこと)と「入浴券の抽選会」を楽しみ、恒例のbingoゲーム、カラオケで盛り上がり、楽しいひとときを過ごし、七飯には3時過ぎに戻りました。



当町内会顧問 寺沢久光さん 講演

～「赤松街道を活かしたまちづくり」～

別紙折り込みチラシの案内の通り、七飯町町内会連合会主催の「令和元年度まちづくり活動研修大会」が11月20日(水)七飯町文化センターで開催されます。

第1部講演会では、当町内会顧問の寺沢久光さんが「赤松街道を活かしたまちづくり」と題してお話をされます。

ご存知の通り、赤松街道は、「日本の道百選」にも認定されており、七飯町の観光にも大きく貢献しております。その赤松街道を守り維持していく為に並々ならぬ愛を注いで来た寺沢さんのお話を是非皆さんにも聞いていただきたくご案内をすろ次第です。

参加出来る方は、町内会としてまとめて申し込みますので、11月10日までに会長・敷下(65-2420)までお電話ください。宜しくお願ひ致します。

「二・ハそば」手打ち体験教室

～水まわしからやる本格的体験～
(石井農場自家製ジュース付)

例年好評の、今回で7回目の「蕎麦作り体験教室」です。蕎麦づくりの経験があるなしにかかわらず、中学生以上が参加できます。ご家族での参加はもちろん、中学生、高校生の参加も大歓迎です。

みなさん、蕎麦作りを体験してみませんか。自分で作った蕎麦の味はまた格別ですよ。

体験教室要領

- 日 時 11月10日(日)
- 集合場所・時刻 石井農場、10時45分
- 日 程 11時から始め、所要時間は90分
- 持ら物・参加費 エプロンなど、参加費は500円
当日受付の時に集金します。

【参加申込み】

「参加申込み票」に記入して、6日(水)までに、あなたの班長さんへ提出して下さい。班長さんは、翌7日(木)までに、敷下会長宅(電話65-2420)、または事務局長泊澤宅(65-1722)へ届けて下さい。提出が間に合わないときは、7日(木)までに直接電話して下さい。

第4回「茶話会」のご案内

～場所は「はっぴー共生型ほーむ」です～

今年度最後の茶話会です。今回も、特に話し合いのテーマを設けません。身の回りのこと、町内会のこと・・・、あれやこれやをみんなで存分に語り合いしましょう。おいしいケーキとコーヒー・お茶で茶飲み話に花を咲かせましょう。

- 1、日時 11月16日(土)午後1時30分～
- 2、場所 はっぴー共生型ほーむ(七飯バス停後ろ)
3階食堂(電話66-5511)
- 3、申込み先と締切日
11月11日(月)までに、会長敷下65-2420又は事務局長泊澤65-1722へ直接電話をして下さい。

【11月の行事予定】

- 10日(日) 「二・ハそば」手打体験教室
- 13日(水) ごみステーション巡回
- 16日(土) 第4回「茶話会」
町内会資源ごみ回収
- 27日(水) ごみステーション巡回

【お知らせ】

- 10月20日(日)実施予定の「秋の清掃活動」は、台風19号の影響で中止になりました。当日を気にかけていただいたみなさま、本当にありがとうございました。

※裏面にも記事がありますのでご覧下さい。

----- き と と 線 -----

「手打ちそば体験教室」参加申込み票【班】

氏名	
----	--

○11月6日(水)までに、班長宅へ届けて下さい。

このハガキはサギ！

函館中央警察署からのお知らせ

これまで、ニュースなどで何度も取り上げられてきましたが、相変わらず振込詐欺などの被害が減っておりません。

「オレオレ詐欺」は減少している反面、新手の詐欺として

「消費料金に関する訴訟最終通告のお知らせ」と言った、ハガキ(法務省)

○支局・国民訴訟告知センター等々の名称)での通知状を送り付ける手口が多くなっているという事です。

ハガキを受け取った人が、心当たりが無くても、つい確認のために電話をしてしまうといった心理を突いた犯罪です。公的な機関からはこの様な通知を送ることは無いとの事ですので、絶対自分から電話をする事の無い様、十分お気を付けください。

このハガキはサギ



訴訟におどろかないで！



おどろき
おどろき

このハガキの相手に電話すると、電子マネー、コンビニ払い、宅配便で「訴訟取消の和解金」等を支払うよう指示されます。

一人で1,600万円の被害にあった方もいます。
絶対に支払わず、警察に相談を！

